

## 島根県建設工事等監督要領の改定概要

本要領は、工事と業務委託（測量・調査・設計・用地調査業務等）における監督職員の役割等を定めたものですが、以下のとおり改定しました（令和5年4月1日施行）。

### （主な改定内容）

1. 第1条で従来から「建設工事及び委託業務」という表現が使われ、以下の条文でも記載があるので、第1条で以下「**建設工事等**」という旨を記載した。
2. 第2条の監督職員の定義を公共工事共通仕様書の言い回し（・・・を総称していう。）に修正。
3. 第2条の設計図書の定義を公共工事共通仕様書の記述に合わせる（図面→**契約図面**）
4. 第3条の監督職員の職務について、工事、業務委託ともそれぞれの**契約書の表現に合わせる**とともに、**令和5年度の組織体制等の見直しを踏まえ、監督員毎の職名を修正**。
5. 4.により、**三（2）業務委託の場合**について、従来はア～ウであったが、**ア～エ（ウを挿入）**となり、監督員毎の記述も改定となる。
6. 第9条の監督職員による指示（書）の取扱いについて、従来は指示に対し、受領者の印を求めていたが、押印の見直しを受け **書面で受領を確認**することに改正。
7. 承諾についても同様に、**書面で承諾を確認**することに改正。
8. 第10条における現場発生材の引き渡しについて、従来は調書により検収としていたが、事務所によっては撤去したガードレール等について調書を使用しないで運用している実態があることから、**現場発生物件調書による検収を削除し、数量等の確認を行う**こととした（書類の削減による）。

参考）「書面」には、情報共有システム（ASP）を利用した文書等を含んでいる。

（島根県公共工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-1-2用語の定義26.書面 参照）